

# 国保だより

No. 48

平成15年7月

## 平成15年度の 国保料金が決定しました

6月の定例議会で国民健康保険料が決定しました。

各世帯の国保料は、平成14年分所得などをもとに算定し、詳細は7月の納税通知書などといっしょに配付する「国民健康保険料決定通知書」でお知らせしますので、保険料の確認をお願いします。

保険料は、所得割、資産割、均等割、平等割により算定されます。また、国保料の納付義務者は世帯主となります。（世帯主が国保以外の保険に加入している場合でも、世帯内に国保加入者がいる場合は、世帯主が納付義務者となります。）※届出により国保の世帯主変更も可能です。

40歳から64歳までの方は、介護保険料を合算して納めていただきます。これから納めていただく保険料は、平成15年度中に納めていただく保険料の総額から、すでにお知らせをし、納付していただいている4月から6月までの保険料を差引いた残額を来年の3月までの9

ヶ月間で納付していただくこととなります。

## 入院時の食事療養費の 軽減制度認定手続きに ついて

国保加入者が病院等に入院した場合、入院時の食事は食事負担金として支払いますが、この本人負担額を軽減する制度があります。この制度の該当となるのは、住民税が非課税世帯となっている人で、該当となられる人で入院をされる場合は、事前に国保年金係へ申請してください。

## 平成14年度の医療費

平成14年度富士見町国保の総医療費は、19億7千615万円となり、前年度に比べ6・4%の増、金額にして1億1千904万円増となりました。

また、一人当たりの医療費は34万8千円となっております。前年と比較すると、102・5%（一般119・3%、退職106・7%、老人保健95・3%）となっております。

## 交通事故などの治療で 保険証を使用するとき

交通事故などの治療で国保の保険証を使用する場合、届出が必要になります。これは加害者に賠償責任がある場合、治療などで支払われた医療費を加害者の自賠責保険等に負担してもらうためのものです。交通事故等の場合は、速やかに国保年金係に連絡の上、「第三者行為による傷病届」を提出してください。

## 人間ドックで 身体チェック

町国保では、医療機関で人間ドックを受けた方に受診費用の一部を補助しています。人間ドックを受けた後、医療機関が発行した領収書と印鑑、振込口座のわかるもの持参して国保年金係へ申請してください。

▼補助額  
\* 日帰り受診 1万5千円  
\* 一泊二日受診 3万円

■国民健康保険・国民年金に関するお問い合わせは  
住民課 国保年金係まで  
☎62・9111  
(有)9111

## 1人当たりの医療費

区分	富士見町	県平均
一般保険者	189,811円	172,485円
退職者医療保険者	280,742円	311,284円
老人保健該当者	550,884円	593,861円
全体	347,546円	326,138円

資料：県国民健康保険団体連合会

## 国保料の状況

	平成14年度	平成15年度	前年比
所得割	4.35%	5.14%	0.79
資産割	20.94%	23.18%	2.24
均等割	19,297円	20,030円	773円
平等割	18,817円	19,367円	550円

## 国民年金

忘れていませんか？  
学生納付特例の申請

### 申請は毎年度必要

学生納付特例は国民年金保険料を納めるのが困難な学生のための制度です。申請して承認されれば保険料納付が猶予されます。また特例期間中に病気やケガで障害が残った場合は障害基礎年金が支給されます。但し、申請は毎年度必要です。

昨年は承認された方で今年度申請をお忘れの方はいませんか。もし、お忘れなら至急住民票のある市町村役場の国民年金担当窓口で手続きしてください。手続には、年金手帳・在学証明書または学生証の写し・印鑑が必要です。

### 就職したら追納を

学生納付特例の期間は年金の資格期間（\*）には含まれますが、年金額には反映しません。将来、満額の老齢基礎年金を受けるためにも就職したら追納（保険料をさかのぼって納めること）をおすすめします。希望される方は社会保険事務所へご連絡ください。  
\*年金を受けるためには必要期間。最低25年必要です。